

第4回 甲賀市景観審議会 会議録 要旨

- 日 時 : 平成24年12月14日 (金) 13:30～16:30
- 場 所 : 甲賀市役所 水口庁舎 第4委員会室
- 出席者 5名
- 欠席者 3名
- 事務局 5名
- 次 第
 1. 開会
 2. 市民憲章の唱和
 3. 挨拶
 4. 諮問
 - (1) 甲賀市景観条例(原案)について
 5. 報告事項
 - (1) 甲賀市景観計画(案)のパブリック・コメントの結果について
 6. 審議事項
 - (1) 景観計画(案)について
 - (2) 景観計画ガイドライン(案)について
 - (3) 景観計画にかかる答申(案)について
 - (4) 甲賀市景観条例(原案)について
 7. 閉会挨拶

会議録 要旨

3. 挨拶

- 会長 : 秋がなかなか来ないと思っていたら、いきなり冬になったかのようです。私が住んでいるところは高島の奥の方なのですが、初雪が大雪になって驚いているところです。
- 季節の変わり目を楽しめるのは日本のありがたいところですが、タイミングがずれると身体にも影響が出ると、改めて感じています。急な冷え込みにより、インフルエンザや胃腸風邪などが流行しているようですので、身体には十分気をつけて地域のために力を発揮してください。
- 本日はこれまで検討してきた計画を答申させていただくことになっておりますが、計画に基づき条例も変更していくこととなりますので、条例についてもご意見をいただきたいと思っています。欠席された委員の皆様にもご意見をお伺いしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

5. 報告事項 (◎: 委員 ○: 事務局)

(1) 甲賀市景観計画(案)のパブリック・コメントの結果について

- ◎ どの意見も抽象的で、計画の条項に触れたものではありませんが、計画を進めていくうえで重要なご指摘だと思います。計画に反映されているかどうか、「市の考え方」を参考に、ご検討していただきたいと思います。何かご意見はありますか。
- ◎ 「市の考え方」は既に公開しているのですか?
- これからとなります。
- ◎ 抽象的なご意見なので、回答も抽象的なものになっており、全体としてわかりにくいものになっています。計画の中での該当箇所を具体的に回答する方が分かりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- ◎ 自然景観ということでは、P107、108の「協働による景観まちづくり」の記載があります。
- ◎ 自然景観については、改めて項目を設けてというわけではないですが、P3の理念のところでもかなり記載しておりますし、対応していただいています。単独の項目として記載しているわけではないので、ご意見が出たのかもしれないと思います。「方向性が見えると良い」というご意見ですので、その辺りをご理解いただければ良いのではないかと思います。もっと積極的に、こういうところで謳いこんでいったほうが良いなど、ご意見があればお願いします。
- ◎ ささゆりや希少生物、里山などは都市計画課が担当される仕事ではないのですよね?
- 直接的ではありませんが、景観計画は環境基本計画との関連性が強いですし、屋外広告物も同じ考え方になります。
- ◎ 「連携」とありますが、わかりにくいので具体的に表現していただけると良いと思います。
- ◎ パブリック・コメントの1~3とも、自然環境に特化した施策はあるのか、もうすこし主体的に書けないか、ということをお聞いているのでしょうか?
- ◎ 多分そうなのでしょう。景観計画では、特に大切なものは景観形成地区(P23)での対応となります。指定の方針の一番目に「自然的資源に恵まれた・・・」とありますように、そういう処を景観形成地区に指定することはできます。それに対しての体制や、景観形成地区に指定していくアプローチのあり方が分かりにくいのだと思います。a~fまでの6つの景観形成地区が既にあり、自然景観というとeのやまなみ景観形成地区がありますが、具体的な政策が分かりにくいということがあるのかもしれない。
- ◎ 地区を新たに指定していけるということですね。
- ◎ そうです。景観的な対策が必要な場合は、地区を指定することができます。滝地区ではササユリの自生地を守る活動をしています。将来的には地区指定も考えられるかも

しれません。

- ◎ ササユリの取り組みをしていますが、今後、地区指定していくことも出来るのですね。
- 市の回答が抽象的な部分がありますので、具体的に章項を示しながらの回答を工夫していきたいと思います。P8、9の田園、河川等の方針の部分や、景観重要公共施設なども関連する部分だと思いますので、方針をお示しいたいと思います。また、アプローチの仕方について、もう少し踏み込めていないと思いますので、フローなどにも触れながら、住民との関わりをお示しながら回答したいと思います。また、HPに掲載する時、原案の計画とリンクさせながら回答の意図を汲み取っていただきやすいように配慮していただきたいと思います。
- ◎ 特に今回の計画を変更させるというご意見ではないと思いますので、その他にもご意見があれば、事務局の方にお届けしていただければと思います。

6. 審議事項 (◎：委員 ○：事務局)

(1) 景観計画(案)について

- ◎ P74、P94等の図面について、個別の範囲が文字で記載されていますが、図のどこなのかわかりにくいので、配慮していただきたいと思います。ガイドラインについても同様です。パンフレットなどを市民に配ると思いますが、住民参加などの場では「どれくらい支援してくれるのか？」という話になると思います。補助金がどういう処に出てくるのか、具体的に示していただけると良いと思います。特にP111など、「管理への支援」とあります。住民にとっては関心が高くなると思います。まだ決まっていないかもしれませんが、できれば早いうちにお示ししていただきたいです。

P112の景観整備機構について、具体的にはどのようなイメージを持っているのですか？現実に作る予定があるのですか。建築士会などに依頼しておく予定なのでしょう。教えていただきたいと思います。
- ◎ 大きくは3つのご意見をいただきました。事務局の回答はいかがですか？
- 1点目のP74等については、記載を工夫します。

2点目の支援の内容については、景観重要樹木・景観重要建造物の管理等については補助金を設ける予定をしていますが、計画・ルールづくりについては、補助金ではなく市の直接経費で、市の職員を派遣するなどの対応を予定しています。

景観整備機構については、全国でも事例が少ないです。建築士会などに依頼している事例があります。景観重要樹木や景観重要建造物の管理、空き家の管理・空き家バンクの運営などの対応が考えられます。市として具体的に決まっていますが、今後必要になる可能性がありますので、条例や計画に謳っておきたいと考えています。
- ◎ 補助金について、具体的にパンフレット等に記載しないのですか？
- 補助金等になりますと、予算等の裏づけが必要になりますので、現時点での記載は難しいと考えています。予算の確保が出来た段階で、別途広報していきたいと考えています。
- ◎ 地図については対応をお願いします。

ガイドラインも単年度の利用ではなく、次の見直しまで継続して利用するものとなります。支援のあり方についても状況に応じて変化することが想定されますので、細かく書き込むことは難しいと思います。

景観整備機構は、各市町村に1つの団体だけというものではなく、いろんな活動・形態が考えられます。1つの物件（古民家等）について1つの団体の関わりがあったり、空き家バンク等、市全体を対象とした団体があったりなど、景観としてはいろいろな形態が考えられます。あくまでも景観法に基づくツールの一つとして記載してあります。
- ◎ ササユリについては市の別の補助金で運用しています。それとは別に補助金のシステムができるということですか。

- ◎ そうです。
- ◎ 景観農業振興地域整備計画について、樹林と田園、集落のつながり、この辺がすごく重要ではないかというご意見だと思います。その通りだと思います。景観農業振興地域ということで、景観施策か農業施策か文化施策か、どこに入るのかわからないが、住民の方が自ら作っていただけるような、そういう取り組みができるということを記載して、裾野を広げていただくために入れておいても良いと思います。
- ◎ 甲賀市では景観農業振興地域整備計画の担当部署はどこになるのですか？
- 産業経済部になります。
- ◎ 景観農業振興地域整備計画についてはそちらが主となると思いますが、同じ市のことになりますので、行政内部で話をつけていただきたいと思います。教育委員会の方も同様です。
- ◎ 教育委員会の文化的景観については「する」と言っています。市民からは縦割りに見えます。関連性を見える形でお示ししていただきたいと思います。全体的に、総合的に景観計画を進めていくという姿勢が欲しいと思います。
- ◎ 連携を積極的に行っていく姿勢を計画書の中でもお示しいただきたいと思います。
- P109の取り組み事例という形で記載しています。
- ◎ もう少し積極的にお示しいただけると良いです。
- ◎ ご意見を参考に対応してください。

(2) 景観計画ガイドライン(案)について

- ◎ ガイドラインは計画に基づき景観づくりを進めていく上での指針となるものですので、具体的なものになっておりますが、ご意見をいただきたいと思います。
- ◎ 大規模建築物・構造物の定義は条例には明記してありますが、ガイドラインにも明記してあるのでしょうか。10平方メートルや階数などの表記は大規模なものを対象としているのですか？
- 届出の対象については、条例で明記しています。P16に大規模の届出について記載しています。
- ◎ 「外観の変更」10平方メートル以上については、元々の建物が大規模の場合ということでよろしいのですか？
- ◎ P5も同様の表現になっています。普通の住宅でも外壁をやり返ると、すぐ10平方メートルになってしまいます。
- 大規模の場合で、ということです。
単に見ると大規模でなくても、というように見えてしまうので、大規模建築物の定義を明記します。
- ◎ P13で伝統的なまちなみとありますが、信楽などは伝統産業のまちなみとなっています。いろんなパターンが考えられます。個々に区別していかれるのですか？
伝統産業の地域と伝統的なまちなみの地域は違うのですか？今後いろんなタイトルで出てくるというイメージなのですか？
- 画一的な捉え方はできないと考えています。1つの地域であっても、山林であり、田園であり、河川であつたりすると思います。
- ◎ 景観計画のP21⑥で、「公共建築物・土木施設の景観形成ガイドラインの作成を検討する」という表現になっていますが、後ろ向きな表現だと思います。前向きな表現にしてはどうでしょうか。
また、敷地内における位置について、「2m」と「できるだけ」の2種類あります。統一的な考えがあつて使い分けているのでしょうか。
- 地区指定しているところでは「2m」としています。計画区域全体の大規模建築物等については、「できるだけ」としています。
- ◎ 工作物の種類によっても変わっています。

- 工作物は「できるだけ」、建築物は「2m」としています。
- ◎ 統一できているということによろしいですか。
- 結構です。
- ◎ 景観形成地区で、大きく異なっているところなどはありますか？
- 地区指定で一番厳しいのは環境保全地区（やまなみ景観形成地区）ということで、基本的には建てないということになっているのですが、幹線道路沿いに沿道景観地区がかかっているので「やむを得ない場合・・・」という表現を使っています。特に厳しい基準の東海道沿道についてはかなり具体的に記載しています。
- ◎ ルールづくりは地区ごとに進めていくので、必ずしも他地区と同じではないということですね
- 今後、紫香楽宮地区などを検討していく中で、もっと独自性のあるルールができてくることも考えられます。
- ◎ 景観計画P59の、汚水・・・処理施設について、河川・道路の境界線からはできるだけ後退、道路からは2m以上後退ということになっています。川からは2m超えなくても良いということですか。
- 矛盾がありますね。
※事務局確認事項：後退の基準について、「できるだけ後退する」は必須事項であり、「原則として2メートル以上後退する」は、「原則として」によりお願いになると解釈します。
- ◎ P61の鉄塔等について、市街地については緑化措置を、田園集落については書いていないのですが、どうしてですか。
- ◎ 整合性を取れるように、内容（指導基準）について再度確認してください。
- 運用の時の説明の元になりますので、担当者の視点で確認します。
※事務局確認事項：田園集落については、農地の広がりや緑豊かな樹林の中にこれらと調和した落ち着いたたたずまいの集落が点在しているため、緑化措置については市街地に特化したものとします。
- ◎ 「ガイドラインの作成を検討する」ということについて、できるだけ明確に出来る部分は、明確にしていってください。
- ◎ あらましの「景観とは」について、「景」と「観」の意味合いの説明がなく、わかりにくいので、説明があると良いと思います。
- 記載を見直します。
- ◎ P4の注釈に「スカイライン」とあるが、本文中に出てきていません。
- ◎ 「山りょう」について、本文中に※の表現をお願いします。
- ◎ P2の表（対象となる範囲）について、a～fの上に「景観形成地区」を明記した方が分かりやすいと思います。また、ひと枠にして横書きにした方が見やすく、分かりやすいと思います。
- 確認・対応します。

（3） 景観計画にかかる答申（案）について

- ◎ 景観計画案については、今ほどいただいたご意見を元に修正することになります。修正結果については、ある程度、事務局、会長・会長代理での対応となるお伝えしておりますが、ご了承いただいておりますでしょうか。それを踏まえたうでの答申ということになります。答申の1つ目は市民の参加について、2つ目が普及啓発について、3つ目が公共事業における景観の取り組みについて、4つ目が基準等により画一的にならないよう、地域の取り組みを重視、なおかつ市としての統一感に配慮するという内容になっています。こういう形で答申をさせていただきたいと思いますが、ご意見はございますか？
- ◎ 3に公共事業・・・の表現はされていますが、甲賀市の景観をつくりあげていくという中で、「行政施策の連携」というものをどこかに書いておいていただけると良いと思います。

- ◎ 3については、「それぞれの部署ごとにいろんな公共事業を行っていると思いますが、それぞれ市民のお手本となる形で、景観に配慮してください」という意味合いですので、「その他の部署で行われている景観に係る取り組みについて十分連携してください」というのは別の話かと思っておりますので、その点をどこかに盛り込めませんか？
- 3の市の率先垂範と施策の連携を分けて考えていたのですが、1に率先垂範を盛り込んだらどうかと思っております。3に「手本となるべき・・・」とあるのですが、それを1に盛り込んで、3は施策自体の連携と分けてはどうかと思っております。
- ◎ 今おっしゃったのは行政施策と市民の景観のまちづくりとの連携ということですか？
- ◎ 行政のそれぞれの部門での連携ということですか？
- ◎ 重要文化的景観は文科省管轄、景観農業振興地域整備計画は農水省管轄と、どちらも「景観」を扱いながら担当する部局は異なるのですが、それぞれが連携して施策を行って欲しいということですか？
- ◎ 3は、公共事業に限ってではない書き方はいかがなものか、ということですか？
- ◎ 公共事業は公共事業はということで大切です。意味合いとしては別物となります。別の項目として上げた方が分かりやすいでしょうか。
- ◎ わかりやすいかもしれません。
- ◎ 景観づくりの施策についても、市も統一的な考え方のもとに展開してくださいということですか？
- ◎ そういうことです。連携かつ総合的な取り組みを、ということですか？
- ◎ 行政的な立場からですと、そのようになってしまうのですが、地域が主体となって景観を動かしていこうとする時に、例えば「景観農振」だったら、どこに働きかけていこうかという時に、窓口が一つにならないので煩雑になってしまいます。そういう時に、どこがリーダーシップを取ることができるのかというような、具体的な動きが大切だと思います。行政側から進めていこうとするよりも、地域からの働きかけがあった方が横の連携はやりやすいと思うのですが・・・表現が難しいです。
- ◎ 3は公共事業に特化する。その前に市としても「景観まちづくり」というひとくくりものを形成してください、推進してくださいという旨を記載するということでしょうか。特化した公共事業については、行政施策を連携して積極的に推進してくださいと、そういうことですか？
- ◎ そうです。分けた方がわかりやすいですか？
- ◎ わかりやすいと思っております。
- 農の計画についてですが、甲賀市景観条例を改訂するという事で、農業サイドについても、景観に配慮していただくこととなります。条例化に伴い、景観計画を基本に他の計画に配慮を求めることとなります。また、屋外広告物の取り組みを進めることにより、より強固なものになると思っております。流れとしてはこちらが主となります。
- ◎ こちらがリーダーシップを取るという立場で記述することで、問題はないですか？
- 問題ないと思っております。開発の関係も所管しておりますが、そちらでも景観への配慮を求めていく予定です。
- ◎ 3に上げていただいている防災はよくわかりませんが、環境や農業や歴史、文化、教育については景観と関わってくる可能性が高いです。3で「手本となるべきものと考えますので、施策の遂行にあたっては、十分、景観に配慮願いたい」ということと、それと共に「行政内部の連携を積極的に図りながら進めてください」ということは、1つの文章の中でもおかしくないと思っております。2つの文章になりますが、3の項目の中で、行政の体制ということと括ってしまうと1つでも良いと思っております。そうすると冗長にならずに表現できると思っておりますがどうでしょうか。
- これまでのご意見を踏まえて、このような形ではどうでしょうか。

「景観まちづくりにおいては、その効果を総合的に高められるよう、防災・環境・農業・歴史・文化・教育等、様々な行政施策との連携を積極的に図りながら進めてください。特に公共事業においては、その手本となるべきものと考えますので、良好な景観形成の率先垂範に努めて下さい。」

- ◎ 防災が一番に来るのですか。
- 前回の審議会の意見を踏まえ、一番にしています。
- ◎ ここで出てくると異質な感じがします。景観と防災は相反する部分もあるという意見だったように思います。よろしいでしょうか、今読み上げていただいた形で修正していただき、本日答申します。

(4) 甲賀市景観条例（原案）について

- ◎ 景観形成地区の指定について、全域が区域ということになっていますが、条例には記載しないのですか。
- 計画の範囲については、計画で示すことになっています。条例ではなく計画に記載しています。今回は全域が範囲となっていますが、一部のみという可能性もありました。変動する可能性があるものについては計画で示しています。
- ◎ 5の前に、「景観計画区域の指定」という項目は必要ではないのですか？
- 景観計画区域の指定は、法で定められていることなので条例には要りません。
- ◎ P6のへい、門、工作物、汚水、電気ときて、⑦からは（その他）ということですか？
- その通りです。
- ◎ P9の15（2）は景観重要建造物となっていますが、景観重要樹木のことですね。
P10の15－（9）で、樹木については助成について具体的に示されているのに、14の建造物については記載されていません。どうしてですか。
- P9の14の景観重要建造物にも（9）助成の項目を加えます。
条項上は、樹木・建造物に対する助成をまとめて記載する予定です。
- ◎ 建物の場合、伝建などの指定を受けると、またややこしくなる可能性があります。景観単独でも助成があるということで、書いておいていただくとわかりやすいと思います。景観審議会の役割が結構ありそうで、委員の皆様のお世話になることが多くなりそうです。
- ◎ P7の9、届出を要しない行為について、形態意匠についてのみ指導するということなのですか？
- 今の県のガイドラインによる運用では、「こういうガイドラインがあるので、参考にしてください」ということになっていますが、法的な根拠がなく、行政指導にはなりません。そこで少しでも条例を担保として、指導できるようにしたいと考えています。
甲南庁舎周辺については、地区計画をかけ、独自の規制をしています。ガイドラインの元となる杣川景観形成区域ではこのように運用してきました。異なる法を使って規制をしている部分も現実にはあります。規制としてしっかりしたことを書いてしまうと、運用が難しくなると理解しています。
- ◎ 建物の位置は対象ではないのですね。形態・色彩・意匠が対象ということですね。
住宅地などについては、本来はそれぞれの地区で景観形成地区になると良いと思いますが、開発との関係もあって難しいのかもと思います。資産価値を考えると、それぞれの場でルールづくりをした方が良いと思います。だんだんとですが、認知されていくと思います。
- 甲南庁舎の地区計画の流れですが、元々は田んぼで、杣川景観形成区域がかかっていた。そこに庁舎ができるということで、そのルールに合わせて建てています。周辺の野田区については、庁舎建設によりマンション等による市街化を懸念して、地区計画をかけられました。そうした流れで出来上がった地域です。

元々は田園景観の地域で、田園の景観を守るための指定がかけられていた地域です。

- ◎ 様々な法律を駆使しながら、地域の思いを運用できる条例であれば、素晴らしいことだと思います。
- ◎ 「景観形成地区候補地」は、甲賀市独自のものなのですか？
- 住民の方に手をあげていただいて、市が認定したものを候補地にする流れを考えています。紫香楽宮周辺を想定していますが、地元の同意・申請をいただいて、そこからスタートしたいと思っています。
- ◎ 他の市町では、あまり例のない取り組みでしょうか。
- 住民の方の本気度をみたいと考えています。
- ◎ 1/2、2/3という基準だと、一部の人が勝手に手をあげた・・・などと言われるのではないのでしょうか。候補地の手続きの選定条件もあるのですか？
- 指定の基準は必要ですので、規則で決めていきたいと思っています。今はないので、必要です。地区指定については大半・過半の同意が必要と考えています。
- ◎ うまくいけばいくでしょうが、もめるともめると思います。
- ◎ 提案制度を使うために必要ということですか？
- 提案制度では、2/3の同意が必要となっています。市が行う場合は、大半の同意で可能です。
- ◎ こういう制度について他市の事例はあるのですか？
- 草津市では「準備会」という組織を指定することにしてしています。同様に候補地を選定することになっています。
- ◎ 放っておくとできないということもあったのかもしれませんが。ハードルを低くして市ができるだけ支援するということがあったのかもしれないです。中には反対の人もいることだと思われるので、せめぎ合いの調整に工夫が望まれます。
- ◎ 候補地の指定については、それなりの地元の同意が必要となります。どこかで決めておいた方が良いでしょう。地区指定に対してハードルが高くなるのか、機運を盛り上げるのでプラスになるのか。市としてはプラスになることで意図しているということでしょうか。盛り上げていていただきたいと思っています。
条例については、次回の審議会でも扱いますので、持ち帰ってご検討をお願いします。

7. 閉会挨拶

- 中島委員 : お疲れ様でした。4回の審議会を経て、本日、答申の運びとなりました。甲賀市景観計画の中に、地域の祭礼や文化を残したいという思いを反映することが出来たと思います。今後は任意の活動・連携が大切だと思います。住民・事業者・行政の連携が重要だと思いますが、それらのマネジメントが必要です。行政も配慮していただきたいと思っています。
- 事務局 : 景観計画については、1月中に決定・告示する予定です。2月には第5回審議会を開催、条例の検討を予定しています。よろしく願いいたします。
本日は誠にありがとうございました。